



**JASDAQ**

平成 29 年 11 月 10 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 文 教 堂 グ ル ー プ ホ ー ル デ ィ ン グ ス  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 嶋 崎 富 士 雄  
( J A S D A Q コ ー ド 番 号 : 9 9 7 8 )  
問 い 合 わ せ 先 取 締 役 宗 像 光 英  
管 理 本 部 長  
T E L 0 4 4 - 8 1 1 - 0 1 1 8

証券取引等監視委員会による当社元契約社員に対する  
課徴金納付命令の勧告について

本日、証券取引等監視委員会から、当社元契約社員に関して、金融商品取引法違反（インサイダー取引）の事実が認められたとして、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行ったとの発表がありました。

このような事態が発生したことは誠に遺憾であり、株主・投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様に大変ご迷惑をおかけしたことを、深くお詫び申し上げます。

当社では、自社株式の売買に関する社内規則を設け、インサイダー取引防止に取り組んでまいりましたが、当社は今回の事態を真摯に受け止め、今後は社内体制の強化、社内規程の周知等コンプライアンス教育を徹底し、再発防止に努めてまいります。

以 上